

令和●●年●●月●●日

提出先支局名を記載

記載例(運賃料金)

窓口に提出する日付を記載

北海道運輸局 ●● 運輸支局長 殿

経営届出に記載した事項と同様の内容を記載

住 所 北海道■市●●町▲▲丁目×番○号
名 称 運輸 太郎
代 表 者 名 (法人の場合は代表者名を記入)
電 話 番 号 ●●●●-△△△△-××××

運賃及び料金設定(変更)届出書

貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金を設定(変更)したので、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき、下記のとおり提出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

同上

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定(変更)しようとする運賃及び料金を適用する地域

運送を行う地域を管轄する支局名を記載

北海道運輸局 ●● 運輸支局管内

4. 設定(変更)しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

別紙として運賃料金表を添付してください。運賃料金表は、様式内にある見本を用いるか、独自で作成したものを用いてください。

5. 実施年月日

令和●●年●●月●●日より実施

経営届出に記載した開始予定日と同様の日付を記載

※2部届出必要。
(1部コピー可)

＜貨物軽自動車運送事業運賃料金表＞ 見本 記載例(運賃料金)

運送の対価として收受する金額を記載

1. 距離制運賃表

10kmまで	●●●● 円
20kmまで	●●●● 円
30kmまで	●●●● 円
40kmまで	●●●● 円
50kmまで	●●●● 円
以後5kmまでを増すごとに	●●● 円 加算

(4) 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	● 割
-----------------	-----

(5) 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	● 割
----------------------	-----

5. 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

2. 時間制運賃表

基礎額	4時間又は40kmまで	●●●● 円
	8時間又は80kmまで	●●●● 円
加算額	10kmまでを増すごとに	●●●● 円 加算
	1時間までを増すごとに	●●●● 円 加算

6. 運賃料金適用方法

- (1) 運賃料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- (2) 運賃は、運賃表に掲げてある金額(以下「基準運賃」という。)の上下それぞれ %の範囲内で計算します。
- (3) 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ %の範囲内で計算します。

3. 諸料金

- (1) 積込料及び取卸料 ●● 分までごとに、 ●●●● 円
 待機料 ●● 分を超える場合においては ●●●● 円
 ●● 分までごとに ●●●● 円

時間・金額を記載。設定しない場合は「円」に「0」と記載

積込料及び取卸料: 荷物を積む・取り出す作業にかかった時間について收受する別料金。
 待機料: 配送先等の都合により待機した時間について收受する別料金。

生じた端数は、100円単位に切り上げるものとします。
 実車キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程によ

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品、みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類	● 割以上の臨時的約束による
危険品	高圧ガス取締法、消防法及び毒物劇物取締法に定める品目	● 割以上の臨時的約束による
	火薬類取締法に定める品目、放射性物質及びこれに類するもの	● 割以上の臨時的約束による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	● 割
汚わい品	塵芥等の廃棄物、し尿等	● 割
貴重品・高価品	貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	● 割以上の臨時的約束による

- (9) 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を收受します。
- (10) 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を收受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- (11) 有料道路利用料、フェリー利用料、附帯作業等にかかる費用は、実費として收受します。
- (12) 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとします。
- (13) この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によるものとします。

【記載にあたっての注意点】

○「1. 距離制運賃表」又は「2. 時間制運賃表」のどちらかの記載及び、「3. 諸料金」の記載は必須となります。
 ○割増等について設定したい場合は「4. 運賃割増率」の該当箇所に記載をお願いします。

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さその長さの1割を加えたもの、重量100kg又は容積1m ³ 以上のもの	● 割以上の臨時的約束による
---	----------------